

就学援助 新入学学用品費の入学前支給のお知らせ

魚津市では、令和4年4月に小・中学校に入学予定のお子様の保護者で、下記の要件に当てはまる方に対し、就学援助制度の新入学学用品費(ランドセル、制服等の購入費の一部)を入学前に支給します。

制度の利用をご希望される保護者は、令和3年11月30日までに申請してください。

1. 新入学学用品費の入学前支給を受けることができる方

(以下の全ての要件に該当する方)

- ① 令和4年1月1日現在で魚津市に住所を有している新入学予定の方
(令和4年4月の入学前に魚津市外へ転出する方を除く)
- ② お子様が令和4年4月に小・中学校に入学予定の保護者
- ③ 令和3年11月30日までに「3. 申請の手続き (1) 提出先」へ申請書を提出された方
- ④ 魚津市教育委員会が定める基準(生活保護基準の1.2倍以下)より経済的に困窮している世帯(令和2年中の世帯収入が対象)

※参考

経済的に困窮している世帯とは、4人標準世帯(父35歳、母30歳、子9歳、4歳)で、前年の世帯総収入が約310万円以下のご家庭が対象になります。ただし、これは大体の目安です。世帯員数が同じでも、家族構成や年齢、住宅事情などにより違いがあります。

2. 支給額及び支給時期

(1) 支給額(お一人につき)

- | | |
|-----------------------|----------|
| ① 小学校入学予定のお子様 | 51,060 円 |
| ② 中学校入学予定(小学校6年生)のお子様 | 60,000 円 |

(2) 支給時期 令和4年1月下旬

(3) 支給方法 保護者の指定口座に直接振り込みます。

裏面もご確認下さい



3. 申請の手続き

(1) 提出先

- ①魚津市教育委員会 教育総務課（魚津市北鬼江 313-2 市役所第一分庁舎2階）
- ②中学校へ入学予定（現小学校6年生）のお子様^が現在通われている魚津市立小学校
※魚津市立以外の中学校へ入学予定の場合や魚津市立以外の小学校に通学中の場合は、
直接「魚津市教育委員会 教育総務課」へ申請して下さい。

(2) 受付期間

令和3年 11 月 30 日(火)まで

(3) 申請に必要なもの

- ①令和3年度魚津市就学援助（新入学児童生徒学用品費事前支給）認定申請書
（申請書は、魚津市ホームページ又は教育総務課で入手できます。）
- ②令和2年分の収入がわかるもの（同居する世帯員全員分）
例）・令和2年分所得税の確定申告書の写し
・令和3年度市県民税所得課税証明書
・[給与・年金]令和2年分源泉徴収票の写し など
- ③控除対象の証明書（該当する方のみ）
例）・賃貸契約書の写し（住居の家賃がわかるもの）
・社会保険料控除証明書（源泉徴収票や確定申告書で表示されない方のみ）
・生命、地震保険料の支払額証明書（該当の保険に加入し、控除額が源泉徴収票や確定申告書に表示されない方のみ） など

4. 注意事項

- ・既に令和3年度就学援助の認定を受けている方でも、この入学前支給を希望される場合は申請が必要です。（ただし、この場合「(3)申請に必要なもの」のうち「②令和2年分の収入がわかるもの」、「③控除対象の証明書」の添付は省略することができます。）
- ・この新入学学用品費（入学前支給）以外の就学援助費については、4月入学後に改めて申請書のご提出をお願いします。（その場合、新入学学用品費の2重交付はありません）
- ・この入学前支給を申請されない場合でも、入学後に令和4年度就学援助費を申請し、4月から認定となった場合は、他の援助費と合わせて7月下旬に支給します。（ただし、令和4年度の就学援助の認定基準は令和3年分の収入となりますので、令和3年の収入が大きく増えた時は認められない場合があります。）
- ・生活保護を受給されている方は、生活保護費による対応となります。

5. 制度に関する問合せ先

魚津市教育委員会 教育総務課（電話:0765-23-1044）